

長浜市告示第170号

長浜市予防接種事業実施要綱（平成18年長浜市告示第363号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

第2条の表新型コロナウイルス感染症の項の次に次のように加える。

帯状疱疹	個別接種	1 市内に住所を有する65歳の者 2 市内に住所を有する60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの
------	------	--

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間における改正後の第2条の規定の適用については、同条の表風しんの項接種対象者の欄は次のとおりとする。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 市内に住所を有する生後12か月から生後24か月に至るまでの間にある者2 市内に住所を有する5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの3 市内に住所を有する令和6年度において生後24か月に達した者であって、MRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市長が認めるもの4 市内に住所を有する令和6年度において5歳以上7歳未満の者であり、かつ、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者であって、MRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市長が認めるもの5 市内に住所を有する昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性であり、かつ、令和7年3月31日までに抗体検査を実施した結果風しんの抗体が不十分な者であって、MRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市長が認めるもの |
|---|

3 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の第2条の規定の適用については、同条の表ヒトパピローマウイルス感染症の項接種対象者の欄は次のとおりとする。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 市内に住所を有する小学6年生から高校1年生までに相当する年齢の女子2 市内に住所を有する平成9年4月2日から平成21年4月1日までの間に生ま |
|---|

れた女子であって、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間において、少なくとも1回以上ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種を受けたもの

- 4 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの間における改正後の第2条の規定の適用については、同条の表帯状疱疹の項中「65歳の者」とあるのは、「65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者」とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、前項中「ある者」とあるのは、「ある者及び令和7年3月31日において100歳以上の者」とする。